

第1章 はじめに

1-1. 山形市地域公共交通計画の策定の趣旨

平成 26 年（2014 年）11 月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行された。また、令和 2 年（2020 年）6 月には、交通事業者等の関係者が協議しながら公共交通改善・移動手段確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、地域の輸送資源を総動員して持続可能な運送サービスの提供の確保を推進するため、法律の一部改正が行われた。

本計画は、山形市都市計画マスタープラン及び山形市立地適正化計画において示されている将来のまちづくりを支える、自動車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境を構築するため、地域にとって望ましい公共交通ネットワークビジョン及び地域の移動手段を確保・充実するための取り組みをとりまとめたものである。

1-2. 計画期間と区域

本計画の計画期間及び目標年次は、山形市発展計画等の上位計画との整合性を踏まえて、令和 3 年（2021 年）度～令和 7 年（2025 年）度までの 5 年間とする。

また、本計画の計画区域は、山形市の全域とする。

1-3. 上位計画・関連計画の整理

1-3-1. 本計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であるとともに、山形市基本構想*に基づき、山形市発展計画 2025 の計画内容に即して策定するものである。また、関連計画との整合性も確保するものとする。

併せて、利用者の利便増進に資する取組について、事業実施箇所、実施主体、実施時期等を山形市地域公共交通利便増進実施計画に定め、施策の推進に取り組むものとする。

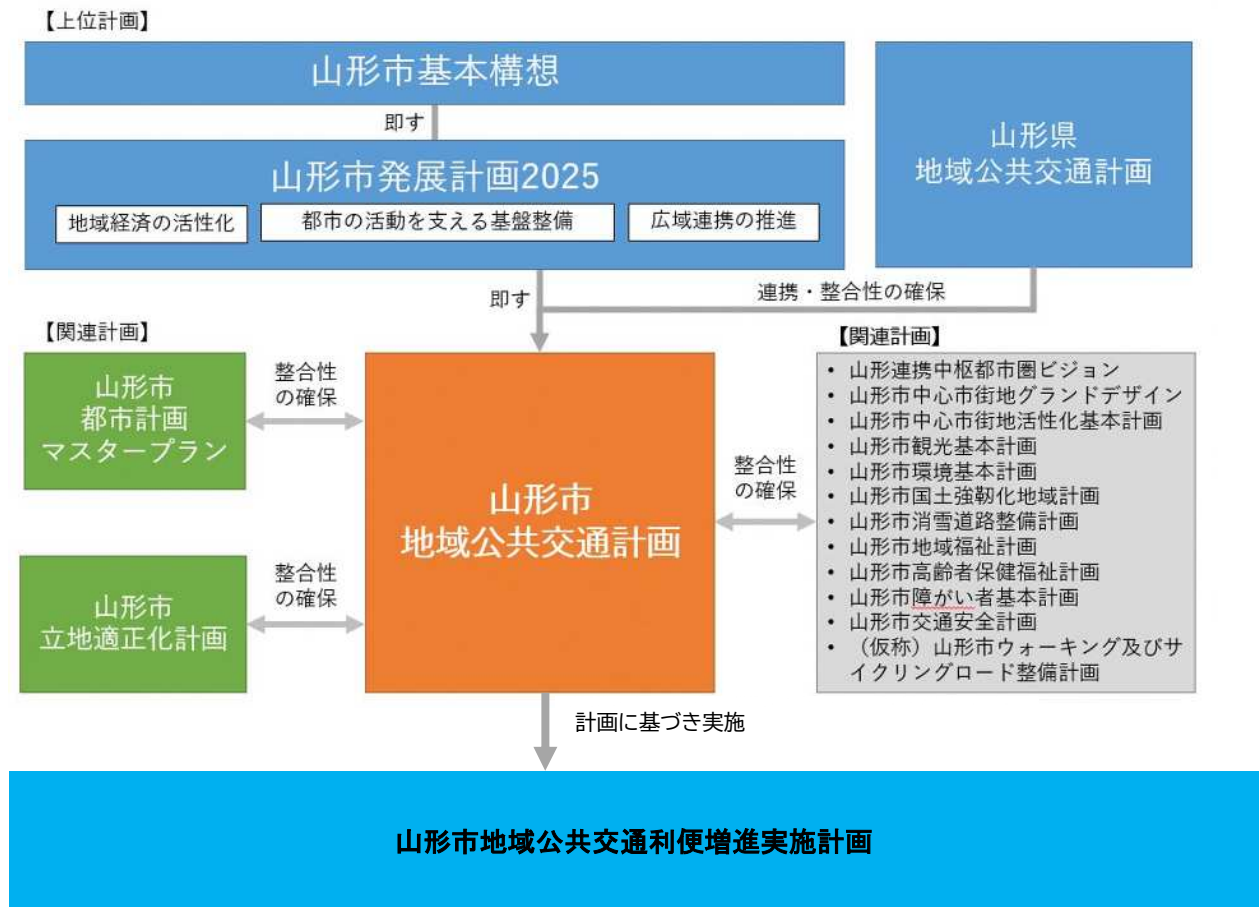


図 1-1 本計画の位置づけ

* 山形市基本構想：巻末に用語解説

1-3-2. 主な上位・関連計画

(1) 山形市発展計画 2025

表 1-1 山形市発展計画 2025 の概要

計画名称	山形市発展計画 2025
計画期間	令和 2 年（2020 年）度～令和 6 年（2024 年）度
担当部署	企画調整部企画調整課
計画の概要	山形市基本構想に基づき策定された本市の総合計画で、同構想に掲げた「健康医療先進都市」の確立に向けて、令和 2 年（2020 年）度からの 5 年間で各施策に対しどのようなビジョンを持ち、どのような取組を推進していくのかを提示したもの。
公共交通関係の内容	下記において、公共交通関係の記載がある。 5 地域経済の活性化 （1）中心市街地の賑わい向上 ③中心市街地の機能性の向上 7 都市の活動を支える基盤整備 （2）誰もが快適に利用できる公共交通網の構築 ①ニーズに対応した公共交通網の検討 ②生活交通の確保維持 B 広域連携の推進 （1）連携中枢都市圏*の推進 ①連携中枢都市圏の推進 （2）仙山連携の推進 ①仙山連携の推進

* 連携中枢都市圏：巻末に用語解説

(2) 山形市都市計画マスタープラン

表 1-2 山形市都市計画マスタープランの概要

計画名称	山形市都市計画マスタープラン
計画期間	平成 28 年（2016 年）度～令和 17 年（2035 年）度
担当部署	まちづくり政策部まちづくり政策課
計画の概要	都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、市民の意見を反映させながら、本市における都市計画に関する基本的な方針を総合的かつ体系的に示すもの。
公共交通関係の内容	<p>都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1-2 山形市の将来都市構造の概念</p> <p>下記において、公共交通関係の記載がある。</p> <p>【分野別構想】</p> <p>第 2 章第 2 節 交通体系の方針</p> <p>(2) 交通体系の方針</p> <p>②公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広域的な公共交通ネットワークの形成 ●鉄道利便性の維持・向上 ●路線バスの活性化 ●生活交通の確保

(3) 山形市立地適正化計画

表 1-3 山形市立地適正化計画の概要

計画名称	山形市立地適正化計画
計画期間	令和3年(2021年)度～令和17年(2035年)度
担当部署	まちづくり政策部まちづくり政策課
計画の概要	都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造である「拠点ネットワーク型集積都市」の実現に向けて、市域全体を俯瞰した適切な土地利用と施設配置の実現、ならびに効果的かつ効率的な交通環境の整備を図るため、より具体的な拠点やネットワークのあり方を明らかにするもの。
公共交通関係の内容	<p>下記において、公共交通関係の記載がある。</p> <p>3章(2) 目指す将来市街地構造</p> <p>②公共交通ネットワークの設定方針</p> <p>5章 計画を実現するための施策</p> <p>(1) 都市機能の維持・誘導を図るための施策</p> <p><副次拠点における都市機能の維持・誘導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・副次拠点における中心拠点と生活圏をつなぐ結節機能を強化するため、鉄道駅やバスターミナルなどの交通結節施設の新規整備・誘導について検討します。検討にあたっては、交通事業者とも連携しながら、公共交通網の再編にあわせた検討を行います。 ●地域公共交通計画と連携した交通結節施設の整備・誘導に向けた検討 ●交通結節機能周辺への駐車場や駐輪場の整備による多様な移動手段との連携強化 <p>(4) 公共交通に関する施策</p> <p><公共交通の維持・充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各拠点と生活圏が有機的に連携した交通ネットワークの形成に向け、山形市地域公共交通計画に基づく公共交通網の再編を推進します。 ●地域公共交通計画に基づくバス路線の再編 ●市街地の北部・南部それぞれの圏域を回遊するコミュニティバスの検討 ●地域の属性に応じた多様な主体による多様な移動手段の確保 ●ノーマイカーデーの実施などによる自家用車に依存しない生活の普及・啓発 ●自家用車依存の低減による公共交通の利用促進 <p><交通拠点の整備に向けた取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点内における交通結節施設の整備に向けて、病院や大規模商業施設等へのバスターミナルの設置、鉄道駅のターミナル機能の強化などの可能性について検討を行います。 ●地域公共交通計画と連携した交通結節施設の整備・誘導に向けた検討 <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鉄道新駅設置に向けた検討